

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成 22 年 3 月に「松江市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、『安心して、夢のある子育てができ「子ども 親 地域」がともに育つまち』を基本理念に掲げ、市民ニーズや地域特性を踏まえた子育てサービスの計画的な整備・充実を図ってきたところです。

子どもの医療費の無料化や保育所保育料軽減などによる保護者の経済的負担軽減や、保育所整備などにより子育てと仕事の両立支援を行ってきました。

また、小中一貫教育の推進や、幼保一元化、特別支援教育に係る相談支援拠点としての発達・教育相談支援センター設置などにより子どもの教育環境の充実を図ってきました。

平成 17 年以降、本市の合計特殊出生率は増加傾向にありますが、依然として少子高齢化は進行しています。

近年、全国的に、また本市においても、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭をとりまく環境は変化しています。このような社会や経済の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

また、児童虐待や、子どもたちが被害者となる事件・事故も発生しています。

さらに、兄弟姉妹数や地域の子どもの数の減少により、異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

このような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

国は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成をめざして平成 15 年 7 月に制定した次世代育成支援対策推進法をはじめ、その時々々の社会情勢に即した法令や施策を制定してきました。

本市でも、これら国の動向を受けて、平成 17 年 3 月に新松江市次世代育成支援行動計画（前期計画）を、平成 22 年 3 月に同（後期計画）を策定し、子育て環境の向上に努めてきました。

平成 24 年 8 月、国において、子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）をはじめとする子ども子育て関連 3 法が成立しました。

法の基本理念は、子育ての第一義的責任は父母（保護者）にあるとしながらも、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野のすべての人々が、相互に協力して子育て世帯を支援しなければならないとしています。

また、地方自治体に対しては、良質で適切な子ども・子育て支援を、総合的かつ効率的

に提供できるよう、地域の実情に応じた計画を策定し、サービスの提供体制を確保することが義務付けられました。

本市では、この法の精神を具現化するため、『松江市子ども・子育て支援事業計画』を策定します。行政や地域社会を始め社会全体が、すべての子どもの幸せな育ちと子育てを支援し、保護者が喜びを感じながら子育てができ、子どもの笑顔があふれる松江市をめざします。そして、「子育て環境日本一」の実現をめざします。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。

また、本計画は「松江市総合計画」及び「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、「松江市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年 3 月）」の基本的な考え方や内容を継承するとともに次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、及び市町村母子保健計画（平成 8 年 5 月 1 日児母第 20 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）を兼ね、子どもと子育てにかかわる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図ります。

（※3 ページに図解を掲載）

3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、18 歳未満の子どもとその家庭を対象としています。

一部の施策については、次代の親づくりという視点から、今後親となる若い世代も対象としています。

松江市における子ども・子育て支援事業計画の位置づけ（図解）

